

環境市民厚生常任委員長報告

(R4.6.27)

環境市民厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、報告第1号、令和4年度一般会計補正予算（第1号）の本委員会所管分については、民生費において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対する経済的支援のため、1世帯あたり10万円を給付する経費、また、低所得の子育て世帯を支援するため、子ども1人あたり5万円を給付する経費の増額補正であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、報告第2号、亀岡市税条例等の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、土地に係る負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%にすること、また、住宅ローン控除の適用期限延長措置の対象者について、所得税額から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除すること等の改正を行ったものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、報告第3号、亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免を行うため所要の規定整備を行ったものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、第1号議案、令和4年度一般会計補正予算（第2号）の本委員会会所管分について、その主な内容は、民生費において、長引くコロナ禍において、生活に困窮される方々を支援するための経費や、新型コロナウイルス感染症対策として、保育所やこども園などにおける感染防止に係る経費の増額補正。衛生費において、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するための経費などの増額補正であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第2号議案、令和4年度病院事業会計補正予算（第1号）については、損害賠償請求事件に係る損害賠償金などの経費の増額補正であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案、和解に係る損害賠償額の決定については、市立病院における医療行為に対する訴えについて、裁判所から示された和解案を受け入れ、損害賠償額を決定することについて、議会の議決を求めるものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告とします。

一般会計補正予算（第1号）承認（全員賛成）

○長期化するコロナ禍での生活支援を

国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、真に生活に困っている方々への支援措置の強化を目的に給付金を支給する。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

・生活困窮者自立支援事業経費

2億1千万円増

新たに令和4年度住民税が非課税になった世帯に対して、1世帯

当たり10万円の給付金を支給する。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

・子育て世帯生活支援特別給付金支給事業経費

1億3520万円

食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円の給付金を支給する。

○4回目は、重症化予防が目的

一般会計補正予算（第2号）可決（全員賛成）

・予防接種経費

2億4294万8千円増

3回目の新型コロナウイルススワクチン接種後、5カ月を経過した、

「60歳以上の方」「18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する方」その他、重症化リスクが高いと医師が認める方が対象となる。3回目接種後、5カ月を経過した方に接種券を送付する。